

別記

給食業務に係る経費の負担区分について

1 委託者が負担するもの

- (1) 食器類及び箸、弁当容器
- (2) 調理機械器具・容器類
- (3) 包丁、まな板、鍋等の調理用具類
- (4) 調理過程で必要とする消耗品（アルミホイル、ラップ、クッキングペーパー等）
- (5) 残飯・残菜及び調理過程で生じる廃棄物の処分費用
- (6) 残飯・残菜処理に要するポリ袋類等
- (7) 冬季間における暖房費（灯油代）

2 受託者が負担するもの

- (1) 食品原材料、調味料等
- (2) 事務上要する一切の費用（電話設置費用、事務用品類等）
- (3) 業務従事者の衛生・健康管理に要する費用（検便、健康診断等）
- (4) 厨房内清掃用具類並びに厨房設備、調理器具、食器等の洗浄・消毒に必要な洗剤類
- (5) 調理時に要する被服類、マスク、手袋類
- (6) 保存食の保存に必要なビニール類等
- (7) 委託者が受託者へ支払う代金の振込手数料

なお、上記1、2により難い事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議し定めるものとする。